

島根県飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日

(通 則)

第1条 島根県飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）（以下「適正化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 本補助金は、原油価格・物価高騰、人件費上昇等の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業者等に対して、売上の回復を図るための取組の経費の一部を補助することにより、原油価格・物価高騰、人件費上昇等の影響に対応する事業の推進及び事業継続を目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であって、原則として島根県内に主たる事業所を有する者をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合又は特定非営利活動法人をいう。
- (3) 飲食・商業・サービス業等 日本標準産業分類における次に掲げる業種以外の業種をいう。
 - ア 大分類A（農業、林業）
 - イ 大分類B（漁業）
 - ウ 大分類E（製造業）
 - エ 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類803（競輪・競馬等の競争場、競技団）、細分類8094（芸ぎ業、置屋、検番）及び細分類8096（娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業）
 - オ 大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち、中分類93（政治・経済・文化団体）及び中分類94（宗教）
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (5) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (6) 県商工会連合会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づいて設立された島根県商工会連合会をいう。

- (7) 県中央会 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づいて設立された島根県中小企業団体中央会をいう。
- (8) 財団 公益財団法人しまね産業振興財団をいう。
- (9) 支援機関 本事業に取り組もうとする中小企業者を支援する商工会、商工会議所、県中央会及び財団をいう。

（事業の区分）

第 4 条 本事業の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般枠
- (2) 特別枠

（交付対象及び補助率）

第 5 条 知事は補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業の補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額は、別表 1 のとおりとする。
- 3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 4 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助事業の採択基準）

第 6 条 補助事業は次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 自社にとって新たな取組であると認められること。
- (2) 設備投資と売上増加の因果関係が認められ、かつ 3 年以内に投資額と同額以上の年間売上が見込めること。
- (3) 補助事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- (4) 補助事業の実施に当たり、経営・生産体制が整っていること。
- (5) 支援機関の経営指導員等による、計画作成、事業実施のフォロー、指導など間接補助事業への支援体制が整っていること。
- (6) 補助事業の実施に当たり、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること。

（補助金交付の申請）

第 7 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、支援機関を経由して知事に申請しなければならない。

- 2 支援機関は、前項の規定による申請書の提出があり、当該申請の内容を確認し、補助金の申請が適当と認められる場合は、補助金交付申請書に補助事業調査書・支援計画書（様

式第2号)を添えて、知事へ提出しなければならない。

- 3 補助金の交付の申請をしようとする者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、同意するものとする。

(補助金交付の決定)

第8条 知事は、前条第2項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定の上、補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助事業者へ通知し、支援機関にはその写しを送付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けた場合において、その交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から7日以内に、知事へ様式第4号により、補助金交付申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の内容及び経費の変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事へ補助事業変更承認申請書(様式第5号)により申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 対象経費の総額の20%を超える増減をしようとするとき。
- (2) 対象経費の配分の変更(各配分額の20%以内の流用を除く。)をしようとするとき。
- (3) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる事項に該当する場合を除く。
 - ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、より効率的に目的の達成に資すると考えられる変更
 - イ 補助事業の目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業の中止(廃止)申請書(様式第6号)により、知事の承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに遂行状況報告書(様式第7号)と関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して30日を経過する

日又は補助対象期間の末日いずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第8号）を、支援機関へ提出しなければならない。

- 2 支援機関は、前項の規定による実績報告書の提出があり、内容を確認し、適当と認められる場合は、知事へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の報告を受けたときは、事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するか確認するための履行検査を実施するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による履行検査の結果及び前条の実績報告の内容を確認した上で交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知し、支援機関にはその写しを送付するものとする。

（補助事業の経理等）

第15条 補助事業者は、補助事業に関する収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を備え付け、これを補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助金の交付決定の取消及び返還）

第16条 知事は、交付の決定をした事業について、補助事業者が本要綱で定められた事項に反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者の責に帰さない事由による場合等やむを得ない場合はこの限りではない。

（取得財産の管理等）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第10号）を備え管理しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を県に納付させることができるものとする。

（財産の処分の制限）

第18条 取得財産等のうち、規則第13条第4号及び第5号の規定に基づき知事が定める処

分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第 13 条第 1 項に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事へ処分承認申請書（様式第 11 号）を申請し、承認を受けなければならない。
- 4 知事は前項に定める承認をする場合は、別に定める金額を県に納付させることができるものとする。

（事業化状況報告）

第 19 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 3 年間、県に対して、その定める日までに事業化状況報告書（様式第 12 号）を提出しなければならない。

- 2 県は、必要に応じて補助事業者の状況把握等を行う。

（補助事業等の公表）

第 20 条 知事は、補助事業者の名称及び事業内容等について、当該内容を公表することができる。

（交付の条件）

第 21 条 補助金の交付にあたっては、第 8 条から第 20 条までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する補助金の額は、申請書に記載されたとおりとする。
- (2) 補助事業者は、補助金に係る法令、規則、交付要綱その他関連通知に従わなければならない。

（その他）

第 22 条 第 7 条から第 13 条まで、第 18 条及び第 19 条に規定する申請等は、支援機関を経由して知事に対して行うものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

補助事業の補助対象事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額

補助対象事業者	<p>【一般枠】</p> <p>次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等</p> <p>(1) 飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者であること。</p> <p>(2) 次に掲げるみなし大企業でないこと。</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数若しくは出資価格の総額 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>ウ 大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者</p> <p>エ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者</p> <p>オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者</p> <p>(3) 原油価格・物価高騰、人件費上昇等の影響を受けていること。</p> <p>(4) 島根県税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 令和 8 年 4 月以降に飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く。</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う中小企業者等でないこと。また、これらの営業の一部を受託する中小企業者等でないこと。</p> <p>(7) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う中小企業者等でないこと。</p> <p>(8) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。</p>
---------	--

	<p>【特別枠】</p> <p>一般枠の要件に加え、次に掲げる要件を満たす中小企業者等。</p> <p>(1) 直近決算期において、三菱マヒンドラ農機（株）、リョーノーファクトリー（株）と取引（直接取引のほか、間接取引も含む）があり、売上全体の5%以上を占めていること。</p>
補助対象事業	<p>【共通】</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たす事業。</p> <p>(1) 自社にとって新たな取組（新商品、新サービス、新技術開発等）のための設備投資であること。</p> <p>(2) 3年以内に、当該投資による年間の売上が投資額以上となる計画であること。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業でないこと。</p> <p>(4) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。</p> <p>(5) 支援機関による支援体制が整っていること。</p>
	<p>【一般枠】</p> <p>共通要件を満たし、次に掲げる要件を満たす事業。</p> <p>(1) 補助事業が、国又は県の他の補助金等を活用する事業でないこと。</p>
	<p>【特別枠】</p> <p>共通要件を満たし、次に掲げる要件を満たす事業。</p> <p>(1) 補助事業が、県の他の補助金等を活用する事業でないこと。</p>
補助対象経費	<p>補助対象事業の実施に必要となる以下の経費</p> <p>(1) 設備導入費</p> <p>(2) 設備に関連する備品費</p> <p>(3) 施設改修費</p> <p>※施設改修費を補助対象とする場合は、別紙2「施設の所有権に関する誓約事項」について、同意するものとする。</p>
補助対象期間	補助事業の交付決定の日から令和9年2月1日まで。
補助率	<p>【一般枠】</p> <p>補助対象経費の1/2以内。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症関連融資又は当該融資の借り換え融資を利用している場合は2/3以内とする。</p> <p>対象となる融資は、都道府県又は政府系金融機関の融資制度と</p>

	<p>する。</p> <p>【特別枠】 補助対象経費の 3 / 4 以内。</p>
補助限度額	<p>【一般枠】 上限 4,000 千円 下限 400 千円</p>
	<p>【特別枠】 上限 6,000 千円 下限 400 千円 ただし、国補助事業の採択を受けている場合は、総事業費に対する国庫補助金と本補助金の合計補助率は 3 / 4 以内とする。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金の交付は 1 事業者あたり 1 回限りとする。 ・ 過年度に本事業の申請を行い、活用した中小企業者等については、1 回に限り再度の申請を可とする。 ・ 一般枠、特別枠はいずれか一方のみの申請とする。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙2

施設の所有権に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するにあたって、下記について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

補助対象経費として計上する施設改修費の対象施設は、当社または役員等（個人の場合はその者、法人の場合は役員、団体の場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与している者をいう。）である以下の者が所有権を有しています。

対象施設	名称	
	所在地	

所有権者	名称	
	続柄・役職等※	申請者の

※所有権者が法人や団体である場合は「続柄・役職等」の記載は不要